

食品の安全 国会の不作為を問う

第2回 国会決議無視の既存添加物

(食品安全グローバルネットワーク第8回院内学習会)

2017年6月1日(木)午後3時30分～5時

参議院議員会館・第101会議室(1階)

食の安全・安心が叫ばれ、国会でも様々な案件が審議され、法整備も進められてきました。国民の代表による国会の決議は、行政の進むべき指針として大きな役割を担ってきました。平成7年の食品衛生法大改正の際の国会決議も、衆参の代表的な決議の一つです。

「食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準も考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講じること。」と決議されてから20年以上経過しても、安全性確認はおろか規格基準の整備も完了していません。3月8日の衆議院農林水産委員会でも、厚生労働省は、「第9版添加物公定書に収載予定のない既存添加物は、152品目である。」と回答しています。厚生労働省のリストにある152品目の名称は不正確で品目数も公表された第9版添加物公定書(案)の内容と異なると思います。当日、参加者にお知らせします。

そこで、規格基準が整備できない既存添加物については、「消除予定添加物名簿」に収載し、第4次の消除を行うことを提案します。その後、同名簿から外し消除を免れたい旨の届け出をした企業の名称を公表し、規格基準の整備に責任を負わせることも提案します。この学習会で、衆参両院の国会決議を基にした既存添加物の安全性確保がなされているかどうかを点検するとともに、附則第3条で定められた既存添加物の経過処置(期間未設定)を満了させるための「経過措置廃止法案」(仮称)を提案し、国会議員の方々のご尽力で議員立法していただくことを目指します。

消費者のみならず食品関連事業者の方々にとっても意義があると思います。多くの方々のご参加をお願いします。

挨拶 : 伊藤譽志男(当 NPO 会長、元国立医薬品食品衛生研究所食品試験部長)	(10分)
「化学的合成品以外の食品添加物」とされた当時の添加物行政についてもご紹介いたします。	
出席議員のご紹介とご挨拶:	(10分)
講演(1): これではいいのか、既存添加物 — 現状と制度疲労について —	(30分)
中村幹雄 (当 NPO 事務局長、鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)	
講演(2): 既存添加物の経過措置を廃止する法案(案)の提案	(20分)
神山美智子 先生(弁護士、食の安全・監視市民委員会代表)	
質疑応答:	(10分)
司会 : 松本恵美子 先生(弁護士・薬剤師、代々木総合法律事務所)	(予備 10分)
○ 名刺交換会(情報交換会): 17:10～17:40 参議院議員会館 地下 レストラン	(予定)

定員: 100名(会場の定員)(無料) ✕切: 5月25日午後5時(但し、定員になれば受付停止。)

参加方法: 氏名、所属、FAX、住所、メールアドレスを FAX 又はメールで事務局宛てに連絡

「参加証(受付番号)」: 先着順に5月22日頃から送信予定

主催: NPO 法人食品安全グローバルネットワーク 〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目2-12 CSビル3階

FAX: 06-6305-8614 メール: mikio@nakamura.in 携帯: 090-3280-4181 電話: 06-6305-8615